

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 3 6 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項及び第 8 条中「第 1 3 条の 6 第 1 項」を「第 1 3 条の 7 第 1 項」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 項中「第 1 3 条の 4 第 1 項」を「第 1 3 条の 5 第 1 項」に改める。

第 1 2 条の 5 第 1 項中「以下この項、第 1 3 条の 2 第 1 項及び第 1 3 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて」を「第 1 3 条の 4 第 1 項第 3 号を除き、以下」に改める。

第 1 3 条の 6 を第 1 3 条の 7 とし、第 1 3 条の 5 を第 1 3 条の 6 とする。

第 1 3 条の 4 第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 1 3 条の 5 とし、第 1 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 3 条の 4 任命権者は、相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年相模原市条例第 8 号)第 2 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生

時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 相模原市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に任命権者により3歳に満たない子を養育する職員に対して改正後の第13条の4第2項各号に掲げる措置に相当する措置が講じられている場合は、当該子に係る当該措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

3 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 5 項中「第 1 3 条の 6」を「第 1 3 条の 7」に改める。

提案の理由

仕事と育児との両立の支援を図るため、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の追加(第 1 3 条の 4 関係)

- (1) 任命権者は、職員が当該職員又は配偶者の妊娠、出産等について申し出たときは、当該職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、当該制度又は措置の請求等に係る意向及び職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならないこととするもの
- (2) 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、当該制度又は措置の請求等に係る意向及び職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならないこととするもの
- (3) 任命権者は、(1)又は(2)に係る規定により意向を確認した職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

令和 7 年 1 0 月 1 日前に任命権者により 3 歳に満たない子を養育する職員に対して 1 (2) の措置に相当する措置が講じられている場合は、当該子に係る当該措置は、同日以後は、1 (2) に係る規定により講じられたものとみなすこととするもの

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年相模原市条例第 8 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 0 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「地方公務員法第 2 2
条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間
勤務職員等」という。)」を「定年条例第 1 2 条又は第 1 3 条第 1 項の規定により
採用された職員であって、定年条例第 1 2 条に規定する短時間勤務の職を占めるも
の」に改め、「除く」の次に「。次条第 3 項において同じ」を加える。

第 2 1 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中
「部分休業(育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の
承認は、勤務条件条例第 3 条第 4 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前
再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員につい
て定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2
項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号
部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を
「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 2 1 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第
1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を
単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各
号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

提案の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 5 号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)の改正に伴う部分休業に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 部分休業をすることができない職員に係る規定の改正(第 2 0 条関係)

部分休業を取得できる非常勤職員を定める際に考慮する事項から勤務日ごとの勤務時間を削除するもの

(2) 部分休業の承認に係る規定の改正(第 2 1 条関係)

1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得できる現行の部分休業を第 1 号部分休業とし、当該部分休業の承認は、勤務時間内において、30 分を単位として行うこととするもの

(3) 第 2 号部分休業の承認に係る規定の追加(第 2 1 条の 2 関係)

1 年につき 10 日を超えない範囲内で取得できる部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うこととし、次に掲げる場合は、それぞれに定める時間数を承認することができることとするもの

ア 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき 当該勤務時間の時間数

イ 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき 当該残時間数

(4) 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間に係る規定の追加(第 2 1 条の 3 関係)

部分休業を請求する期間について、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとするもの

(5) 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に係る規定の追加(第 2 1 条の 4 関係)

職員が 1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限の時間数について、常勤職員は 7 7 時間 3 0 分と、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間とするもの

(6) 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情に係る規定の追加(第

2 1 条の 5 関係)

部分休業の内容を変更することができる特別の事情について、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の部分休業の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とするもの

(7) 部分休業の承認の取消事由に係る規定の改正(第 2 3 条関係)

部分休業の承認の取消事由について、(6)の事情により職員が部分休業の内容を変更したときとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

職員が 1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限の時間数について、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業を請求する場合は、常勤職員は 3 8 時間 4 5 分と、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 5 を乗じて得た時間とするもの

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例
相模原市立児童クラブ条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 3 条中「入会できる」を「入会することができる」に改め、同条第 1 号キ中
「カ」を「キ」に改め、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 育児休業をしていること。

第 6 条第 1 項中「月額 5, 3 0 0 円」を「月額 6, 0 0 0 円(8 月分にあつては、
月額 9, 0 0 0 円)」に改める。

第 7 条中「場合は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、
公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月分以後の児童の健全な育成に必
要な費用(以下「育成料」という。)について適用し、同年 3 月分までの育成料に
ついては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市立児童クラブ条例の規定による相模原市立児童クラブの入会
の申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うこ
とができる。

提案の理由

放課後の子どもの居場所の確保を図るための相模原市立児童クラブの入会の対象児童に係る規定の改正、同クラブの安定的運営の確保を図るための育成料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立児童クラブ条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 入会の対象児童に係る規定の改正(第3条関係)

相模原市立児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)に入会することができる児童について、本市に住所を有する小学校又は義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童であって、当該児童の保護者が育児休業をしていることにより、昼間家庭において、健全な育成を行うことができないと認められるものを追加するもの

(2) 育成料に係る規定の改正(第6条関係)

児童クラブの育成料について、次のとおり改定するもの

区分	現行	改定後
児童1人につき	月額5,300円	月額6,000円(8月分にあつては、月額9,000円)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(3)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

1(2)に係る規定は、令和8年4月分以後の育成料について適用し、同年3月分までの育成料については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

改正後の条例の規定による児童クラブの入会の申請の受付その他必要な準備行為は、令和8年4月1日前においても行うことができることとするもの

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例
相模原市立保育所設置条例(昭和 2 8 年相模原市条例第 1 6 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の表相模原市立城山中央保育園の項を次のように改める。

相模原市立城山保育園	相模原市緑区町屋 1 丁目 1 8 番 5 2 号
------------	---------------------------

第 2 条の表相模原市立城山西部保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

城山地区における公立特定教育・保育施設の再編に伴い、相模原市立城山中央
保育園及び相模原市立城山西部保育園の廃止並びに相模原市立城山保育園の設置
をいたしたく提案するものである。

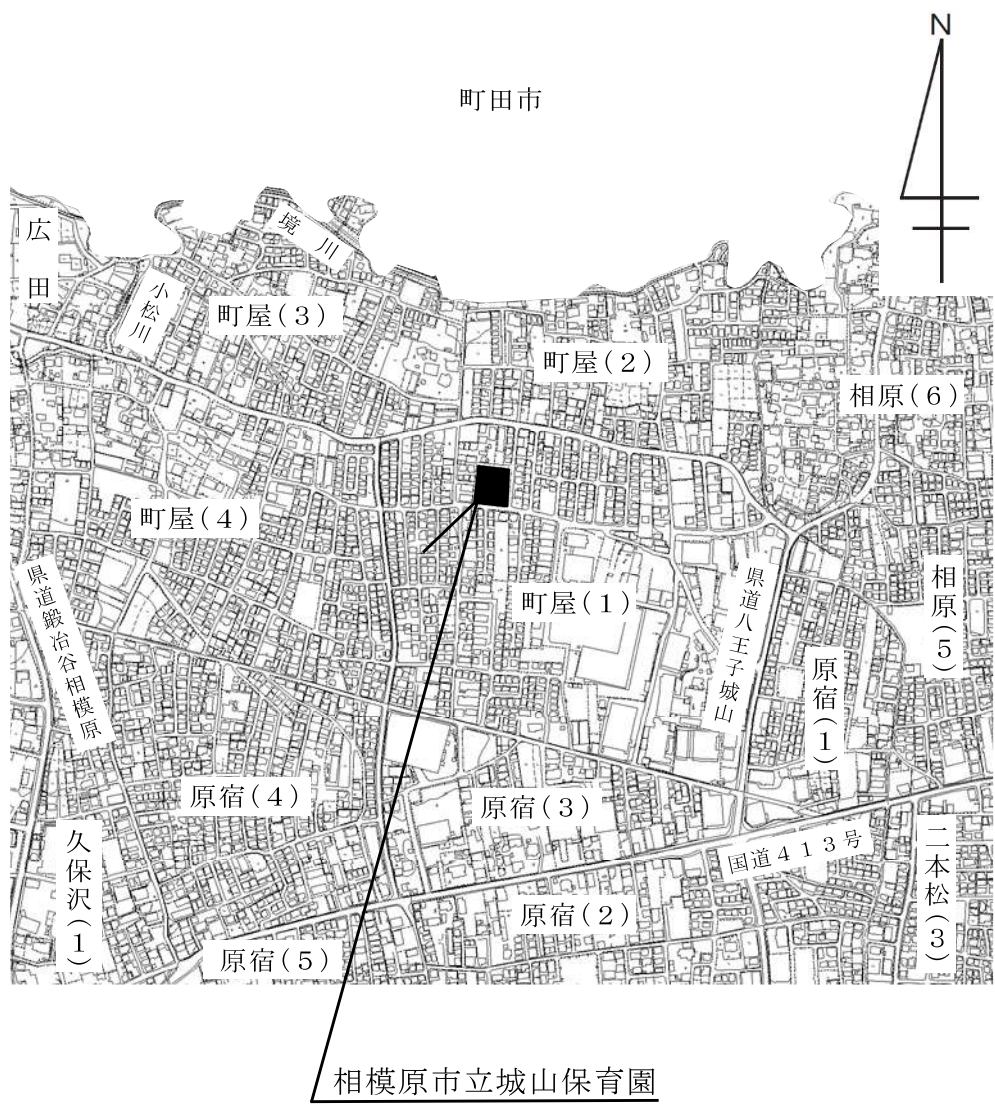
案 内 図



施設の概要

名 称	相模原市立城山西部保育園	相模原市立城山中央保育園
位 置	相模原市緑区谷ヶ原 1 丁目 1 8 番 1 号	相模原市緑区久保沢 1 丁目 5 番 4 7 号
設置年月日	昭和 5 6 年 4 月 1 日	昭和 4 9 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積	4 0 4 . 8 6 m ²	5 0 1 . 4 1 m ²

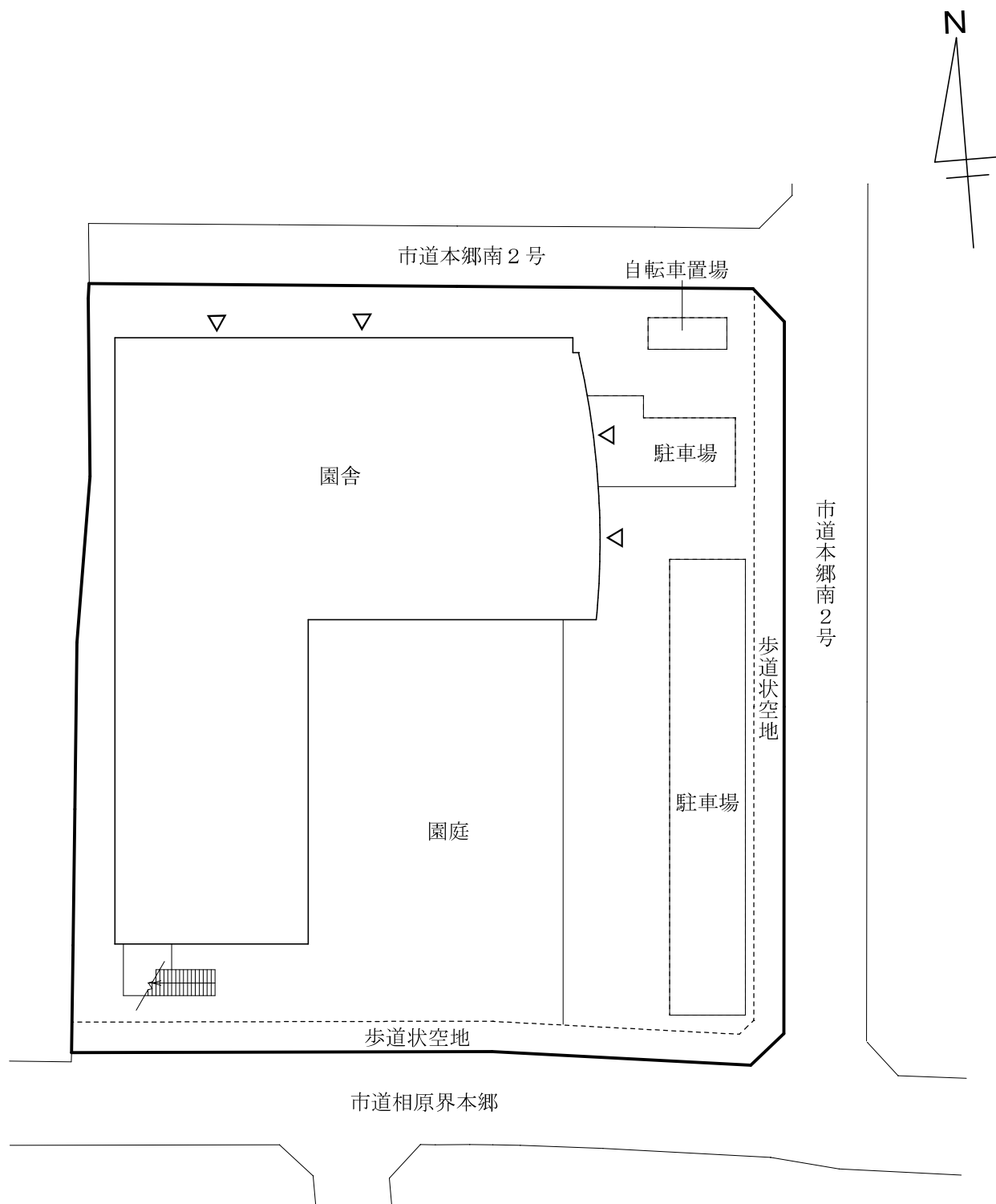
案 内 図



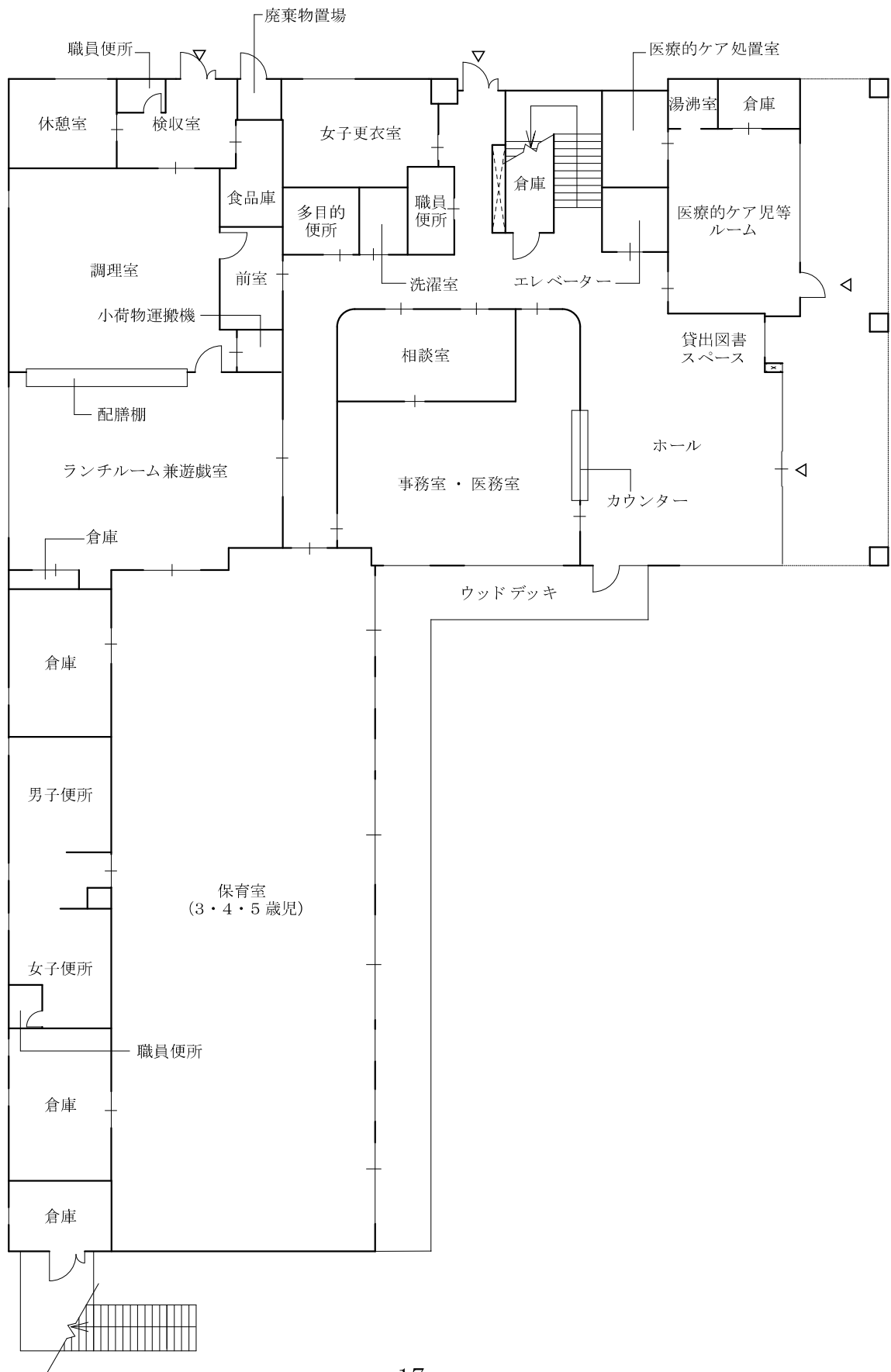
施設の概要

位 置	相模原市緑区町屋 1 丁目 1 8 番 5 2 号
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	2, 3 5 2. 8 1 m ²
延べ床面積	1, 1 2 2. 0 6 m ²

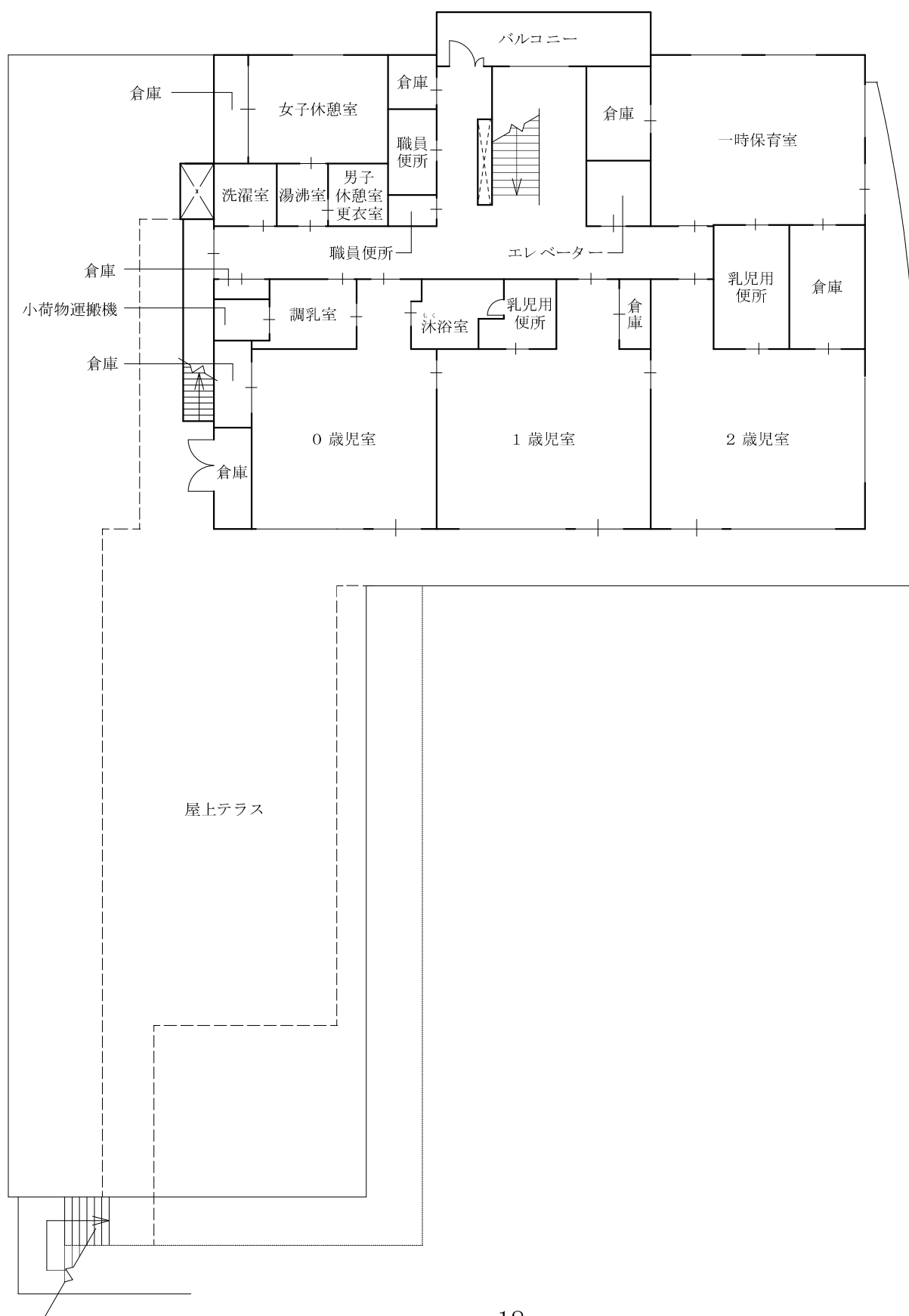
配置図



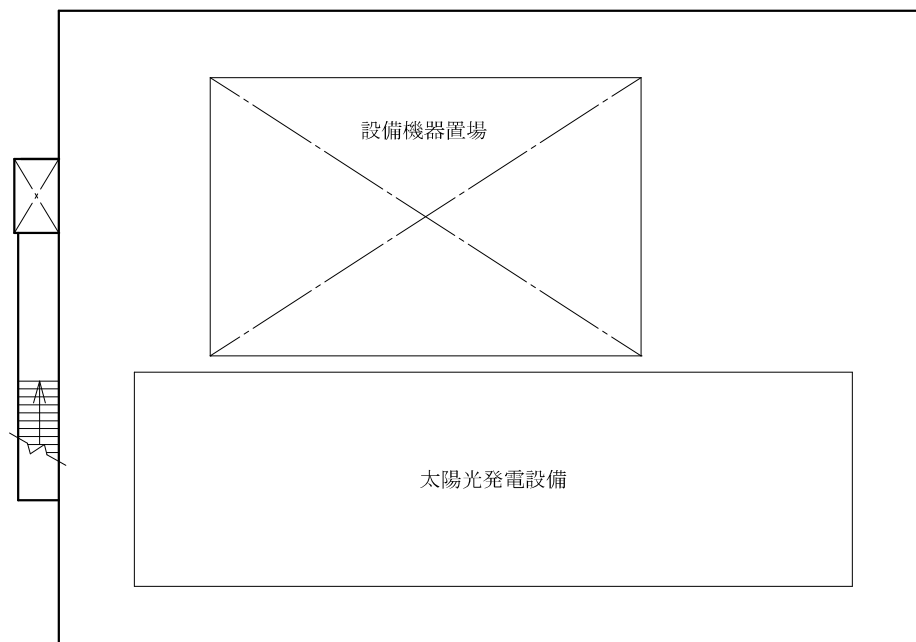
1 階平面図



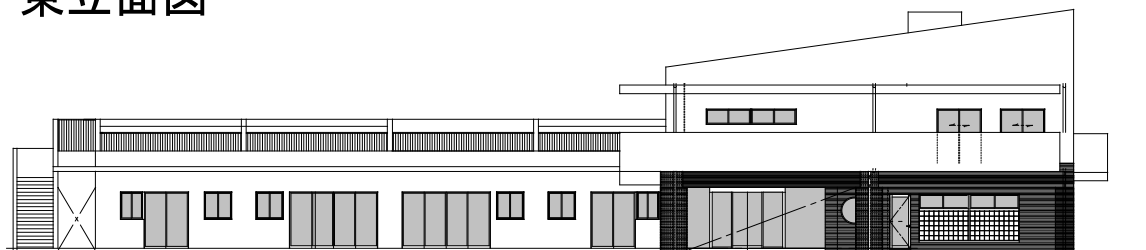
2 階平面図



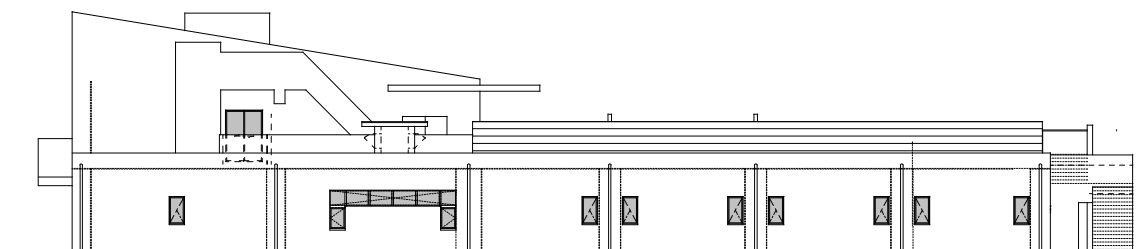
屋上平面図



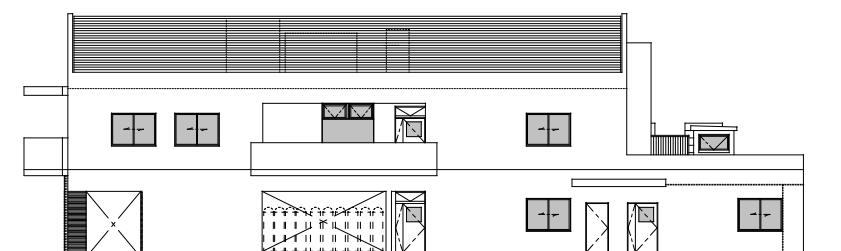
東立面図



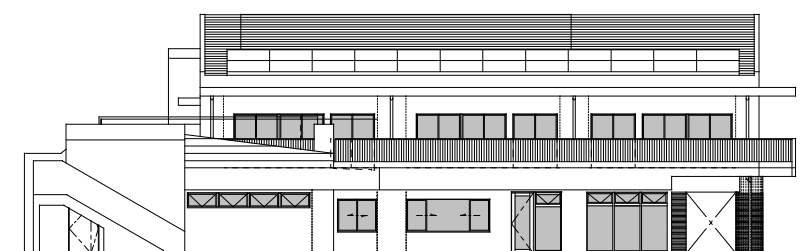
西立面図



北立面図



南立面図



相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について
相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
相模原市社会福祉審議会条例(平成 1 4 年相模原市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。

第 8 条第 1 項中「児童相談所措置部会」を「児童権利擁護部会」に改め、同条第 2 項中「調査審議し」を削り、「児童相談所措置部会」を「児童権利擁護部会」に、「第 3 3 条の 1 5 第 3 項及び第 4 項」を「第 3 3 条の 1 5 第 2 項及び第 3 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 7 条の 6 第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 9 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市社会福祉審議会の運営の見直しに伴う会議に係る規定の改正、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 2 9 号)による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)及び児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)の改正に伴う部会に係る規定の改正及び同法の条項を引用する規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市社会福祉審議会条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 会議に係る規定の改正(第5条関係)

相模原市社会福祉審議会の委員の任期満了後最初の同審議会の会議の招集について、市長が行うこととするもの

(2) 部会に係る規定の改正(第8条関係)

ア 児童相談所措置部会の名称について、児童権利擁護部会とするもの

イ 市内に所在する幼保連携型認定こども園の職員等が園児に対して行った虐待に係る通告等を受けて市長が講じた次の措置の内容等について、児童権利擁護部会が調査審議することとするもの

(ア) 通告等に係る事実を確認するための措置

(イ) 園児の安全な環境を確保するために必要な措置

2 施行期日

令和7年10月1日

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 9 の項中「9, 5 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の 1 9 の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。

提案の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 5 0 号)による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号)の改正を踏まえ、選挙立会人の報酬の額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

選挙立会人の報酬の額に係る規定の改正(別表第1関係)

開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合を除く選挙立会人の報酬の額について、次のとおり改定するもの

区分	現行	改定後
1回の選挙につき	9, 5 0 0 円	1 0, 1 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

1に係る規定は、公布の日以後に職務に従事した選挙立会人に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した選挙立会人に支給する報酬の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例(平成 6 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改め、同条第 2 号中「5 円
1 8 銭」を「5 円 6 2 銭」に、「3 8 6, 5 0 0 円」を「4 1 9, 0 0 0 円」に改
める。

第 1 1 条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、同条第 2 号中
「2 8 円 3 5 銭」を「3 0 円 7 3 銭」に、「5 8 6, 9 0 5 円」を「6 0 9, 6 9 0
円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 8 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告
示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示
された選挙については、なお従前の例による。

提案の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 2 0 0 号)による公職

選挙法施行令(昭和 2 5 年政令第 8 9 号)の改正を踏まえ、相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額
に係る規定の改正(第 8 条及び第 1 1 条関係)

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成単価に係る公費負担の限度額に
ついて、次のとおり改定するもの

種類	現行	改定後
選挙運動用ビラの作成	50,000 枚以下の場合 1 枚当たり 7 円 73 銭	50,000 枚以下の場合 1 枚当たり 8 円 38 銭
	50,000 枚を超える場合 1 枚当たり 5 円 18 銭に 50,000 枚を超える枚数を 乗じて得た金額に 386,500 円を加えた金額を作成枚数 で除して得た金額	50,000 枚を超える場合 1 枚当たり 5 円 62 銭に 50,000 枚を超える枚数を 乗じて得た金額に 419,000 円を加えた金額を作成枚数 で除して得た金額
選挙運動用ポスター の作成	当該選挙区のポスター掲示 場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり 541 円 31 銭に ポスター掲示場の数を乗じ て得た金額に 316,250 円 を加えた金額をポスター掲 示場の数で除して得た金額	当該選挙区のポスター掲示 場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり 586 円 88 銭に ポスター掲示場の数を乗じ て得た金額に 316,250 円 を加えた金額をポスター掲 示場の数で除して得た金額
	当該選挙区のポスター掲示 場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり 28 円 35 銭に 500 を超える数を乗じて得 た金額に 586,905 円を加	当該選挙区のポスター掲示 場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり 30 円 73 銭に 500 を超える数を乗じて得 た金額に 609,690 円を加

	えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
--	------------------------	------------------------

備考

- 1 選挙運動用ビラの作成については、市議会議員の選挙にあっては 8,000 枚が、市長の選挙にあっては 70,000 枚が限度枚数
- 2 選挙運動用ポスターの作成については、当該選挙区のポスター掲示場の数が限度枚数

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、公布の日以後その期日を告示される選挙について適用し、公布の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとするもの